

令和3年南丹市農地賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃借料水準（10aあたり）は、次のとおりとなっております。

南丹市農業委員会

田（水稲）の部

（単位：円/10アール、筆）

地域区分		平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借 （無償） データ数
市街化区域	園部・八木地域	—	—	—	0	0
市街化区域 以外の地域	園部・八木地域	5,100	10,000	2,100	31	119
	日吉地域	5,100	7,300	2,300	7	40
	美山地域	—	—	—	0	81
（参考） 南丹市平均		5,100	—	—	—	—

畑（普通畑）の部

（単位：円/10アール、筆）

地域区分		平均額	最高額	最低額	データ数	使用貸借 （無償） データ数
市街化区域	園部・八木地域	—	—	—	0	0
市街化区域 以外の地域	園部・八木地域	—	—	—	0	1
	日吉地域	—	—	—	0	1
	美山地域	—	—	—	0	2
（参考） 南丹市平均		—	—	—	—	—

[留意事項]

1. 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借における賃借料データのみを収集の対象としており、使用貸借（無償）のデータは含まれていない。
2. 集計に用いたデータ数（筆数）であるが、全賃借料平均±95%を越えるものは特殊事情とみなし除外している。
3. 賃借料の物納支払いは、30 kg当たり 4,700 円（玄米渡し）で換算している。
4. 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としている。
5. 「(参考) 南丹市平均」の額は、上記 2 で除外後の全てのデータ数（筆数）に係る賃借料データの平均値である。
6. 地域区分は、「市街化区域」と「市街化区域以外の地域」に区分し、「市街化区域以外の地域」は水稻の収穫量を基準に区分している。
7. この賃借料水準は、農地法第 52 条の規定に基づき賃貸借契約時の参考として賃借料の動向をお知らせするものですから、実際の契約にあたっては、貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。